

病院における作業床、歩み板を起因物とする死傷災害発生事例（2017年）

2017年発生月	時間	死傷災害発生事例	年齢	労働者規模
1	12～13	昼食のお膳を片手に1人分ずつ（計2人分）持ち運んだ際、部屋の入口付近で床に躓きバランスが崩れ、左側を下にして転倒し、左肩と左膝を打撲した。左膝を内出血し、打撲痛があったが、歩行は可能であったため仕事を続けた。記録時に左肩の痛みが感じられ、左肘は曲がるが左腕を上げることができなくなり、後日に左肩腱板損傷の診断となった。	64	500～999
1	10～11	浴室で患者の入浴介助中、洗面器を持って掛け湯を貯めた槽の所へ歩いて移動していたとき、足を滑らせ転倒し、頭部と腰部を強打し負傷した。	46	300～499
1	10～11	入院病棟裏のリネン類の搬入・搬出口にて、感染性衣類を持ち専用のボックスに入れようと歩行中、足元に2m径の排水パイプが置いてあり、足がそれに当たり、右膝から地面に着く形で転倒した。	60	300～499
2	19～20	病室で患者の洗面をしようとベッドフレームに両足を接触させ立位で作業を行った。作業が終わり、身体の向きを変え移動しようとした時、転倒予防センサー（転倒ムシ）のコードに右足が引っ掛かり、絡まった状態で左斜め前方に転倒した。その際、左膝はACL装具を装着していたために屈曲できず、左膝を捻る形で打撲した。	56	500～999
4	15～16	手術室内で関節鏡下腿修復術を行っていた際に、関節手術用灌流液（アルスロマチック）を交換するために保温庫に向かった。その際、床にこぼれていた灌流液で足が滑り、転倒しないように足に力を入れたがひねってしまい、左膝から転倒した。床には給水マットがひいてあったが、少し離れた位置であった。	39	100～299
	16～	病棟の廊下を歩いている時、ナースコールが鳴ったため急いで病室へ向かおうと		1000

5	17	し、急に走り出そうと右足を踏み出した際にふくらはぎに強い痛みがはした。	45	～ 9999
5	11～ 12	病院栄養科調理室にて、下処理台から配膳車に向かうため小走りで移動していた時、濡れた床で足が滑り左前方に前のめりに転倒し、左手を床について左肘に負荷がかかり負傷した。	25	～ 999
6	15～ 16	入浴棟で入浴介助が終わって片付けている際、床が濡れているので注意して歩いていたが、浴室と脱衣所間のステンレスの所で滑って転倒した。その際、左半身を下にして倒れて左肘を床に打って捻った。	35	～ 9999
6	17～ 18	事業所内の廊下を歩行中、8cm程の段差を踏み外して転倒した。その際、左足の脛と踝を負傷し、左腓骨外果骨折と診断された。	60	～ 299
7	14～15	病院病棟において、病棟清掃作業中、病室内清掃後、廊下にモップをかけようと両手にモップを持って歩いていたところ、廊下に掃除機が出ていることは視認していたがコードには気付かず、コードに足をひっかけ転倒した際、床面に左頬、左上肢を打ち負傷した。	69	～ 299
7	17～18	病院内の厨房で配膳作業の前に台車の角にぶつかり転倒。その際、両手をついたため左腕に痛みと腫れが出た。	59	～ 299
7	10～ 11	介護職員1名が車椅子患者3名を2階までエレベーターで搬送していた。エレベーターが2階フロアに到着したので、扉開延長ボタンを押して、2人の患者を降ろしていた。車椅子患者1名がエレベーターの中にいる階段で扉が閉まりかけたため慌てて乗車口にあるエレベーターボタンを押そうと駆けつけたところ、つまずき転倒した。	70	～ 499
7	14～ 15	患者介助中、浴室で転倒し、左手をついてしまった。	69	～ 299
	10～	当直医師用の浴室で、バスシューズを履き、洗い場に洗剤を撒いて掃除をしよう		50～

7	11	としたところ、滑って体勢を崩した。その際、バスシューズの中で右足親指を捻り、痛みが生じ歩行が困難になった。	70	99
7	16～ 17	浴室の脱衣場にて患者の着衣介助中、患者の右から左へ移動しようとしたときに足が滑り、電動車椅子のフットレストに左足首があたった。	51	300 ～ 499
9	11～ 12	当院、新館4棟の院内デイルームで昼食の為、患者様を誘導している時に廊下の床が少し濡れていたのを気づかずに足を滑らせて前方に転倒し、膝、目頭を強打し負傷した。当院で湿布等の処置をして勤務し、翌日は休み（土曜日）だったので自宅で安静にし、日曜日は出勤の為、湿布等の処置をして勤務したが、痛みが緩和されず、受診した。	60	100 ～ 299
11	17～ 18	透析室内の中央付近にて、透析に関わる看護業務中に通路のスロープと処置床との段差を踏み外し、左足首の関節外果を骨折した。	48	30～ 49
11	19～ 20	2階病棟のエレベーター前にて透析終了後の患者様をベッドで搬送後に透析室へ戻ろうとした時に、ベッドに敷いているエアーマットのチューブに足が引っ掛かり転倒し受傷した。	56	300 ～ 499
12	10～11	6B病棟の洗濯室で、洗濯した物を乾燥機に移そうとして、乾燥機のドアを右手で開けようとしたところ、左手で持っていた洗濯物が重く、ふらついて、右手を床につき骨折した。	71	500 ～ 999

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to：https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_11.html